

回 覧 令和3年3月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|--|
| <重要> | 1 | ◆3月・4月は「感染拡大防止強化月間」（町長メッセージ⑧） |
| | 2 | ◆新型コロナウイルスのワクチン接種に関する情報 |
| <募集> | 3 | ◆令和3年度 みやざき農業実践塾（基礎体験コース）の塾生を募集します
◆令和3年度 みやざき農業実践塾（経営実践コース）の塾生を募集します |
| | 4 | ◆都城高専前期公開講座「日本国憲法入門」の受講生を募集します |
| <お知らせ> | 5 | ◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています |
| | 6 | ◆東京2020オリンピック聖火リレーを応援しましょう
※新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して行います |
| | 7 | ◆町有地を売ります
◆固定資産課税台帳縦覧など無料で縦覧（閲覧）できます |
| | 8 | ◆国民年金保険料をお知らせします |
| | 9 | ◆家内労働（内職）情報をお知らせします
◆「第165回みまたん駅前よかもん市（朝市）」は中止します |



March

3月、4月は 感染拡大防止強化月間

人の移動が多い時期であり、感染再拡大を防ぎ、円滑なワクチン接種が進むよう、感染防止対策の徹底を！

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|--|
| <保健と福祉> | 10 | ◆3月末に子ども医療費助成の対象となる新小学1年生と新中学1年生に受給資格者証を郵送します |
| <保健と福祉> | 11 | ◆重度障害者へ「タクシー等利用券」を交付します
～三股町重度障害者タクシー等利用料金助成事業～ |
| <農林畜産業関連> | | ◆4月から農業用廃棄プラスチック処理料金が変わります
◆農業用廃棄プラスチック処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています |
| | 12 | ◆令和3年度（4月～令和4年3月）の農業用廃棄プラスチック回収スケジュールのお知らせ |
| | 13 | ◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
◆屋外で鳥を飼育している人へ
高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう |
| <相談> | 14 | ◆「行政相談」を実施します
◆「消費生活無料法律相談」を実施します |
| | 15 | ◆「人権相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



◆3月・4月は「感染拡大防止強化月間」（町長メッセージ⑧）

本県では、1月に新型コロナウイルスの急激な感染拡大を受けて、県独自の「緊急事態宣言」が発令されました。不要不急の外出自粛や飲食店の20時までの時短営業要請、県外との往来自粛など、県民の協力により、感染の拡大が抑えられたことから、2月8日には「感染拡大緊急警報」に引き下げられました。そして、3月になり、新規感染者ゼロの日が続き、感染は抑えられている状況です。本町でも、1月20日以降感染者はなく、町民の皆様のご協力、ご理解に感謝申し上げます。

さて、全国的に感染状況は沈静化しつつありますが、3月・4月は、卒業式や入学式、就職、転勤、歓送迎会、そして花見などのイベントの季節となり人の往来が活発な時期となります。このような時期を迎える中での「感染拡大緊急警報」の解除であることから、県は再度の感染拡大を防ぐため、3月・4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけました。コロナが沈静化しつつあるとはいえ収束したのではなく、ようやく高齢者へのワクチン接種が始まろうとしていることや変異株の拡大から、当分の間警戒を緩めるわけにはいきません。

県は、県外との往来について感染拡大地域や感染流行地域への不要不急の往来自粛、その他の地域については、感染防止に十分注意することを。また、会食は、大人数、長時間は避け「宮崎モデル」(みつつの密を避けて、やめよう大声、き席は間隔をあけて、きれいに手指消毒など)の徹底を求めています。特に、年度末や年度初めに歓送迎会、新歓コンパ、飲食に繋がる謝恩会や花見及びこれに類するものについては自粛を要請しています。イベントは、国基準を準用(声だしは50%未満、声なし拍手は100%)し、高齢者施設・障害者施設の面会は、感染対策を徹底のうえ、人数・時間を最小限にすることをしています。皆様のご協力・ご理解をお願いします。

5月の中旬から高齢者に向けてワクチン接種が始まる予定です。本町には、4月26日の週に約500人分のワクチン(2回接種用)が配布される計画です。その後定期的に交付される予定ですが、今のところ未定です。まずは、75歳以上の高齢者に4月上旬クーポン券を送付し、予約の受付を開始します。予約、問い合わせ等については、健康管理センターにコールセンターを設け対応します。集団接種会場は、役場西側の「多目的スポーツセンター」を予定しています。また、集団接種会場へ来ることができない方へは個別接種での対応等、希望される方全員が、ワクチン接種できるよう配慮しますのでご安心ください。

日毎に春を感じさせる陽気となり、1月の「あぜ焼き」の野原や堤防から新緑が見られるようになりました。ステイホームではなく、外で身体を動かしたい季節です。しかし、これからの日常も「ウィズコロナ」であり、注意喚起しながらの活動となります。まだまだ予断を許さない状況だとの認識で行動しましょう。最後に、町民の皆さんのご健勝とご活躍を祈念して町長メッセージとします。

令和3年3月8日 町長 木佐貫辰生

◆新型コロナウイルスのワクチン接種に関する情報

※3月1日時点の情報をお知らせします。

ワクチンの供給状況や、国の方針の変更などで、現在予定している接種スケジュールが変更になる可能性があります。対象者には、個別に案内を送ります。その他の皆さんには、広報みまた、回覧や町公式サイトでお知らせしますので、ご確認ください。

ワクチン接種を待つだけでなく、日ごろの手洗い・うがいや、マスクの着用、十分な休養・バランスの取れた食事など、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動を、1人1人が心がけましょう。

■接種スケジュール =

①接種期間

高齢者への接種の開始は、**早くても令和3年5月中旬以降**になる見込みです。接種を行う期間は、令和4年2月末までの予定です。

②対象者

ワクチン接種の対象者は、**16歳以上の町民**が対象です。ただし、ワクチンは、一度にまとめて入荷されないため、**対象者の優先順位を決めて、進めていきます。**

★接種の優先順位

1. 医療従事者など（県が実施します）
2. 高齢者（令和3年度中に65歳になる、昭和32年4月1日以前に生まれた人）
※ワクチンの入荷状況などにより、年齢で接種時期を分ける可能性があります。
3. 高齢者以外で基礎疾患がある人や、高齢者施設などに従事している人
4. それ以外の人

③接種場所

多目的スポーツセンター 他
※現在調整中です。詳細が決まり次第、一覧表などを掲載する予定です。

■住民票がある場所以外での接種について

実際に住んでいる場所と住所地（住民票のある自治体）が異なる人は、実際に居住する地域でワクチンを受けられる場合があります。詳しい内容が決まり次第、町公式サイトなどでお知らせします。

■接種を受けるための手続き

1. **4月上旬以降**に、町から対象者へ「**接種券**」と「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」を送付する予定です。
2. 「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」に書かれている内容をもとに、電話もしくはインターネットで**予約**をしてください。
3. 予約が確定したら、「**予診票**」が自宅に届きます。
4. ワクチンを受ける際には、町から郵送された「**接種券**」と「**予診票**」、「**本人確認書類**（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）」をお持ちください。
※予約の仕方の詳細は、「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」に書いてあります。
電話予約はコールセンター、インターネット予約はコロナワクチン予約ページを開設予定です。

■接種費用

無料

※新型コロナウイルスワクチンに便乗した詐欺にご注意ください。

ワクチン接種のために、町から金銭や個人情報電話・メールで求めることはありません。

■その他

ワクチンを受けるには、本人の同意が必要です。

現在、何らかの病気で治療中の人や、体調などに不安がある人は、かかりつけ医に相談し、ワクチンを受けるかどうか判断してください。

新型コロナウイルスワクチンの接種は、国民の皆さんに受けていただくよう、厚生労働省より勧められていますが、接種を受けることは強制ではありません。

予防接種による感染症予防の効果と、副反応のリスクの両方を理解した上で、ご自身の意思で接種を受けてください。

■国・関係機関の情報（インターネットで確認する方法）※一番新しい情報が分かります

首相官邸公式サイト

（ワクチンの説明、接種状況など）



厚生労働省公式サイト

（国の最新情報）



三股町公式サイト

（町の最新情報）



※お問い合わせは、

厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター

☎：0120-76-1770（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時～午後4時（土・日・祝日も実施） お願いします。

募 集

◆令和3年度 みやざき農業実践塾（基礎体験コース）の塾生を募集します

農業にチャレンジしてみたいけど「自分が農業に合うかどうかわからない」、
「まずは基本的な事だけでも計画的に学習したい」といった人を対象に、インターネットなどを活用した学習システムなどを使って、農業の基礎的な知識や技術などを習得する塾生を募集します。

■ コースの概要 =

コース名	基礎体験コース（1年間）
内 容	・インターネットなどを活用し、在宅で農業の基礎を学ぶ。 ・学習内容の理解促進のため、実践塾ほ場（農地）で年4回程度の体験学修を行う。 ※参加は任意です。
対 象 者	・農業を将来の職業の一つとして考えているが、まだ具体化していない人。なお、家庭菜園希望者は対象外です。 （20人程度）
日 程	6月～令和4年5月

※基礎体験コースは「農業のはじめの一步」を体験する研修内容です。
実践塾では、本格的に農業を始める人を対象に、就農に必要な実践的な知識や技術を習得する研修（経営実践コース）も実施しています。

■ 申し込み手続き =

受講申込書に記入して、申込先へ郵送かファクスで提出してください。
※申込書は、「みやざき農業実践塾」の公式サイトからダウンロードできます。

■ 申し込み受付期間 =

5月14日（金）まで

■ 研修費 =

2,000円/年 ※支払方法などは入塾許可後に連絡します。

■ 受講許可 =

提出書類の審査で適当と認められる人に受講を許可します。
希望に添えなかった場合は、そのことを本人宛に通知します。

※お申し込みは、県立農業大学校 農業総合研修センター

〒884-0005 宮崎県児湯郡高鍋町大字持田5732

☎：0983-23-7447 ファクス：0983-21-1744

にお願いします。



◆令和3年度 みやざき農業実践塾（経営実践コース）の塾生を募集します

県内で新たに農業を始めようとする人を対象に、県立農業大学校の施設などを活用して、農業の担い手として必要な知識・技術を実践的に修得する塾生を募集します。

■ コースの概要 =

コース名	経営実践コース（長期：1年間 中期：半年間）
内 容	1年間または半年間、農業大学校のほ場（農地）を活用して、就農に必要な野菜栽培の実践的な知識や技術を修得する。
対 象 者	新たに農業を始める人で、研修修了後は県内で就農を目指す、健康で長期間の研修を続けられる意欲と体力がある人。 （14人程度）
日 程	長期（1年間）・・・7月～令和4年6月 中期（半年間）・・・7月～12月

■ 申し込み手続き =

入塾申込書、研修希望内容書（みやざき農業実践塾の公式サイトからダウンロードできます）、履歴書（市販の用紙）に写真（3cm×2.4cm）を添付して、申込先へ提出してください。

ただし、就農希望市町村が未定の場合は、県新規就農相談センター（公益社団法人宮崎県農業振興公社内）の意見を添えて、提出してください。

■ 申し込み受付期間 =

5月14日（金）まで

■ 研修費 =

長期・・・4万8,000円（4,000円/月）

中期・・・2万4,000円（〃）

■ 入塾許可 =

農業総合研修センター所長が、提出書類の審査と本人との面接により、適当と認められる人に入塾を許可します。

希望に添えなかった場合は、そのことを本人宛に通知します。



※お申し込みは、県立農業大学校 農業総合研修センター

〒884-0005 宮崎県児湯郡高鍋町大字持田5732

☎：0983-23-7447 ファクス：0983-21-1744

にお願いします。

◆都城高専前期公開講座 「日本国憲法入門」の受講生を募集します

現在話題になっている日本国憲法について、都城での学びの場を提供します。
また、日本国憲法の基本的な項目を学び、考える機会を提供します。

■開催日時 = 5月12日(水)～6月23日(水)(全5回予定)
午後7時～8時30分

回	日程	回	日程
1	5月12日(水)	4	6月9日(水)
2	5月19日(水)	5	6月23日(水)
3	6月2日(水)		

※日程は都合により変更することがあります

■対象者 = 住民一般(高校生・高専生・大学生、一般成人)

■募集人数 = 15人(先着順のため定員に達し次第募集を締め切ります)

■講師 = 都城高専 一般科目准教授 吉井 千周

■場所 = 都城高専 専攻科研究棟2階 多目的ホール

■申込期間 = 4月5日(月)午前9時～4月21日(水) **※必着**
(申込開始日前の申込みは無効となりますのでご注意ください。)

■講習料 = 6,400円

■申込手続 = ファクス、メール・はがき、インターネットのいずれかの方法で申し込みます。

★ファクス：指定の公開講座申込書に記入の上、申し込みをしてください。

★メール・はがき：下記記載事項を記載の上、申し込みをしてください。

★インターネット：2次元バーコードでアクセスし、申し込みをしてください。

※原則、電話でのお申し込みはできませんのでご了承ください。



インターネットでの申し込みはこちらから

※記載事項

- | | | | |
|---------------------------------|-----------|-----|-----|
| ①講座名 | ②氏名(ふりがな) | ③性別 | ④年齢 |
| ⑤郵便番号・住所 | ⑥電話番号 | | |
| ⑦メールアドレス(日中に電話での連絡を受けることが難しい場合) | | | |

※新型コロナウイルス感染症の影響により開講を中止または延期する場合があります。

※メールで申し込みの場合、数日以内に受付の連絡をメールで行います。
連絡がない場合には不着の可能性がありますので、お手数ですが電話にて確認の連絡をお願いします。

※ファクス・はがき・インターネットで申し込みの場合には、受付の連絡は行っていません。

※先着順のため定員に達し次第募集を締め切りますが、受講希望者が少ない場合は開講しない場合があります。その場合ははがきにて連絡します。

※4月22日以降全ての申込者に受講可または受講不可の通知を郵送します。それ以前に受講の可否を確認されたい場合は、お問合せ先までご連絡をお願いします。

※開催中、都城高専の教職員が記録写真を撮影することがあります。写真は講座終了後、都城高専公式サイトや各種広報などで利用することがあります。あらかじめご了承ください。

※申し込みの際に得た個人情報は、本講座に関する業務以外には利用しません。

※募集案内および受講申込書は都城高専公式サイトからダウンロードができます。
URL→<http://www.miyakonojo-nct.ac.jp/~techcen/index.html>



※お申し込み・お問い合わせは、
都城高専 総務課企画係(お問合せ受付時間：平日 午前8時30分～午後5時)
〒885-8567 宮崎県都城市吉尾町473-1
☎：0986-47-1306(※原則、電話でのお申し込みはできません)
FAX：0986-38-1508
Eメール→kikaku@jim.miyakonojo-nct.ac.jp(携帯電話などからも可能です)

お知らせ

◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています ■補助対象経費及び補助額＝

■事業内容＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。**（購入する前に、申請が必要です。）**

■補助対象装置＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者＝

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会等に積極的に参加する人

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



※お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52-1110（直通）をお願いします。

◆東京2020オリンピック聖火リレーを応援しましょう ※新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して行います

東京2020オリンピック聖火リレーは、3月25日（木）に福島県をスタートし、4月25日～26日に宮崎県を通過します。町内を聖火ランナーが走るのは、4月26日（月）です。

東京2020聖火リレーのコンセプトは、「Hope Lights Our Way（希望の道をつなごう）」です。支えあい、認めあい、高めあう心でつなぐ聖火の光が、新しい時代の日の出となり、人々に希望の道を照らしだします。トーチに灯る聖火は震災復興や平和への願いなど、それぞれの地域で込められた「想い」をのせて、まちにやってきます。



- 日 に ち : 4月26日（月）雨天決行
- 時 間 : 午後1時35分スタート
- 場 所 : （出発地点）町多目的スポーツセンター
（ゴール地点）町西部地区体育館

■新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して行います :

- ・マスクを着用し、前後左右の人と適切な距離をとってご観覧ください。
- ・沿道では、大きな声を出さずに拍手による応援をお願いします。
- ・沿道での聖火ランナー走行の様子は、インターネットのライブ中継でも視聴できます。
- ・体調がすぐれない場合は観覧を控えるようお願いします。
- ・観覧にあたっては、スタッフの誘導や指示に従ってください。

また、同日は出発式が町多目的スポーツセンターで午後0時50分から行われます。まず、中米ジャンカン馬踊り保存会によるジャンカン馬踊りが披露され、午後1時25分から聖火ランナーが持つトーチへの点火セレモニーが行われます。**出発式へ参加を希望する人は、新型コロナウイルス感染防止対策のため事前申し込みが必要です**ので、次の方法でお申し込みください（沿道で応援のみの場合は、事前申し込みは必要ありません）。

- 申込受付期間 : 3月25日（木）～4月7日（水）
- 定 員 : 70人（定員を超えた場合は抽選になります。抽選結果を、4月20日（火）までにメールまたは電話で申込者へご連絡します）。

■申 込 方 法 : WEBまたはハガキ

- ・WEBの場合 =
- 町公式サイト「聖火リレー出発式参加申込」をクリックし、
①氏名②住所③年齢④連絡先（電話番号）⑤メールアドレスを入力し、送信してください。



←こちらから
申し込みできます

- ・ハガキの場合 =
- ①氏名②住所③年齢④連絡先（電話番号）を記入し、以下の宛先まで送ってください。

※ご家族でお申し込み（4人まで）の場合は、その旨を記載してください。
氏名、年齢は全員分記載してください。

※4月7日（水）の消印まで有効です。

宛先：〒889-1995

三股町五本松1番地1

三股町役場 企画商工課 聖火リレー担当係行

■注 意 事 項 : 当選された場合の第三者への譲渡は認めておりませんので、必ず参加する本人が申し込んでください。

※今後、新型コロナウイルスの感染状況により、聖火リレーの実施方法を変更または中止する場合があります。あらかじめご了承ください。
その場合、回覧やホームページでお知らせします。

<聖火リレーの実施に伴い、さまざまな影響が出ます。
ご迷惑をお掛けしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします>

1. 聖火リレーのコースと交通規制について
回覧の最終ページにチラシを掲載しています。
2. 聖火リレー関連車両が駐車するため、町役場駐車場の一部が使用できません
来庁の皆さまには、大変ご不便ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。
■使用できない時間 : 午前8時30分～午後2時
■使用できない場所 : 町役場駐車場西側
3. 交通規制に伴い、一部時間帯で「くいまーる」の運休を予定しています
■規 制 時 間 帯 : 午後0時～午後3時（予定）
■運休になるコース : 長田・梶山（生活支援）コース
■運休になる便 : 第5便 11時46分 大八重発
第6便 12時47分 サテライト三股発
第7便 13時34分 大八重発
第8便 14時35分 サテライト三股発
第9便 15時22分 大八重発
長田・梶山（生活支援）コースをご利用の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

※お問い合わせは、企画商工課 企画政策係（3階 ②番窓口）
☎：52-1114（直通）をお願いします。



◆町有地を売ります

町は、将来にわたり行政目的として利用見込みのない町有地を売却します。

1. 公売物件

物件番号	売却土地	面積 坪数	地目	予定価格
①	三股町大字樺山字射場前 4573番4ほか3筆 (旧社会福祉協議会)	2,253.56㎡ 約678坪	宅地	1,580万円
	※土地の一部のみを購入することはできません。 ※予定価格は、土地の価格から建物解体などの除去費用を差し引いた額です。 ※入札参加の諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。			

2. 公売は一般競争入札で行います

◆入札日時 = 日時：4月21日(水) 午前10時～

◆場所 = 場所：町役場4階 第2会議室

◆申込受付期間 = 4月5日(月)～16日(金)

※受付時間は、平日の午前9時～午後4時

※受付場所は、町役場2階の総務課 行政係です。

(申込用紙は、町公式サイトからダウンロード

または、行政係窓口に準備しています。)

◆入札保証金 = ご自身の入札価格の5%以上が必要です。

◆契約保証金 = 落札した場合は、契約金額の10%以上が必要です。

◆その他 = 必ず現地を下見してから、お申し込みください。

ご不明な点は、お問い合わせください。



参加申込書、参加要領など町公式サイトからダウンロードできます。



※お申し込み・お問い合わせは、総務課 行政係 (2階 ②番窓口)

☎：52-1112 (直通) をお願いします。

◆固定資産課税台帳縦覧など無料で縦覧 (閲覧) できます

令和3年度の固定資産課税台帳、土地・家屋価格縦覧帳簿を、関係者は次のとおり縦覧 (閲覧) できます。

1. 期間 =
4月1日(木)～4月30日(金)まで(土・日・祝日を除く)

2. 時間 =
午前8時30分～午後5時
(ただし、午後0時15分～1時の昼休み時間を除く)

3. 場所 =
税務財政課 資産税係 (1階 ⑤番窓口)

4. 縦覧 (閲覧) できる人 =
・固定資産の所有者本人
・固定資産の所有者の同意を得た人
(委任状を必ずご持参ください)
・固定資産の納税管理人・相続人代表者 (いずれも届出をしている人)
※窓口に来る人の印かん (認め印可)、本人確認ができるもの (運転免許証) などが必要です。

5. 手数料 =
縦覧期間に限り縦覧・閲覧の人は、手数料は掛かりません。
※証明書などが必要な場合は手数料が必要です。

※4月上旬には固定資産税の納税通知書などを送付します。その中の課税明細書と縦覧で閲覧できる内容は同じものです。また、課税明細書について不明な点がありましたら、お問い合わせ下さい。

※この機会に、固定資産課税台帳を縦覧 (閲覧) して、課税内容をご確認のうえ、固定資産税に対するご理解をお願いします。

※お問い合わせは、税務財政課 資産税係 (1階 ⑤番窓口)

☎：52-9636 (直通) をお願いします。

◆国民年金保険料をお知らせします

■保険料額 = 令和3年度の国民年金保険料額は、月額16,610円です。また翌年度の令和4年度は、月額16,590円です。

■納付方法など = 国民年金の保険料は、銀行、農協、信用金庫や郵便局などで納めることができるほか、コンビニエンスストアなどを利用して納めることができます（保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません）。金融機関やコンビニエンスストアで納めるときは、日本年金機構から送られてくる「納付書（領収（納付受託）済通知書）」を使って納めてください。
また、皆さんの預金口座から保険料を毎月自動的に引き落とす口座振替は、納め忘れがなく確実です。口座振替による前納割引制度もありお得です。さらに、事前にお申し込みをして、以降、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行う、クレジットカードによる納付の方法もあります（クレジットカードでの納付額は、「現金納付」と同額です）。

■国民年金保険料 納付額比較（令和3年度4月時点） =

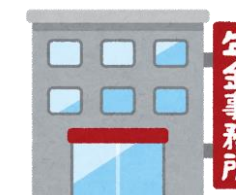
	1カ月分		6カ月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 現金（納付書）、 翌月末の口座振替	1万6,610円	—	9万9,660円	—	19万9,320円	—	39万8,400円	—
【早割】 当月末の口座振替	1万6,560円	50円	9万6,360円	300円	19万8,720円	600円	39万7,200円	1,200円
6カ月前納 現金（納付書）	—	—	9万8,850円	810円	—	—	—	—
6カ月前納 口座振替	—	—	9万8,530円	1,130円	—	—	—	—
1年前納 現金（納付書）	—	—	—	—	19万5,780円	3,540円	—	—
1年前納 口座振替	—	—	—	—	19万5,140円	4,180円	—	—
2年前納 現金（納付書）	—	—	—	—	—	—	38万3,810円	1万4,590円
2年前納 口座振替	—	—	—	—	—	—	38万2,550円	1万5,850円

■保険料の前納について =

口座振替、クレジットカード納付による4月からの前納（6カ月分、1年分、2年分）の新規申し込みは、2月末で受け付けを終了しました。ただし、現金（納付書）による前納は、令和3年4月30日（金）まで納付することができます。6カ月分、1年分の前納の納付書は、日本年金機構から4月上旬ごろ郵送で届きますが、2年前納（令和3年4月から令和5年3月まで）を希望する人は、4月15日（木）までは町民保健課（③番窓口）に、それ以後は都城年金事務所（☎：23-2571 自動音声案内後②→②）へ直接ご相談ください。電話でのご相談は、ご本人の個人番号がわかるマイナンバーカードや基礎年金番号がわかる年金手帳等が必要です。来所でのご相談は、運転免許証等の本人確認書類も必要です。

※代理による相談は委任状が必要です。

※お問い合わせは、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口） ☎：52-9631（直通）
都城年金事務所 ☎：23-2571（代表）をお願いします。



◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

希望する家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。
※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和3年2月19日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業（ループ、まつり、ボタン付け、肩パット）	三股町、都城市とその近辺	4円～（宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる）
医療用ガウンの仕上げ	三股町、都城市	1枚 11円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個10円～50円
部品組み立て、部品外観検査（キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反2万円～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？
内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300
相談日：月曜～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時
詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

◆「第165回みまたん駅前よかもん市（朝市）」は中止します

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、来場者および運営関係者の健康と安全を最優先に考慮し、3月28日（日）に開催を予定していました「第165回みまたん駅前よかもん市（朝市）」の中止を決定しました。

申し訳ありませんが、開催を楽しみにしていた皆さんには、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、次回以降の開催につきましては、チラシやよかもんや店頭、回覧でお知らせします。

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、

町物産館「よかもんや」

☎：52-3131 にお願ひします。

中止のお知らせ



保健と福祉（子ども）

◆ 3月末に子ども医療費助成の対象となる新小学1年生と新中学1年生に受給資格者証を郵送します

1. 交付の対象となる人

町内に住所があり、4月から新小学1年生、新中学1年生になる子ども
※現在子ども医療費受給資格者証をお持ちの人が対象です。

母子父子家庭医療費助成や重度心身障害者医療費助成など、ほかの医療費助成を受けることができる人や、生活保護法による保護を受けている人は対象になりません。育成医療や小児慢性特定疾患医療費助成など、併用可能な医療費助成もあります。詳しくはお問い合わせください。

2. 受給資格者証について

4月1日以降、県内の病院や薬局を受診する際、保険証と一緒に提示することで、医療費の助成を受けることができます。ただし、健康保険が適用されない場合や独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合などは、医療費助成を受けることができません。

受給資格者証の例

(小学生)

小 三股町子ども医療費受給資格者証	
受給者番号	4 5 4 5 4 5 4
フリガナ	ミマタ ユナ
氏名	三股 結菜 女
生年月日	平成26年 4月 2日
住所	北諸県郡三股町五本公1番地1
有効期間	令和3年(2021年)4月1日から 令和4年(2022年)3月31日まで
交付年月日	令和3年4月1日
発行機関名及び印	宮崎県北諸県郡三股町長
自己負担額	【入院】 自己負担額なし 【外来】 200円/1診療報酬明細書 【薬局】 自己負担額なし
公費負担者番号	8 1 4 5 0 5 6 1

(中学生)

中 三股町子ども医療費受給資格者証	
受給者番号	2 4 2 4 3 4 3
フリガナ	ミマタ ミオ
氏名	三股 美桜 女
生年月日	平成20年 4月 2日
住所	北諸県郡三股町五本公1番地1
有効期間	令和3年(2021年)4月1日から 令和4年(2022年)3月31日まで
交付年月日	令和3年4月1日
発行機関名及び印	宮崎県北諸県郡三股町長
自己負担額	【入院】 自己負担額なし 【外来】 200円/1診療報酬明細書 【薬局】 自己負担額なし
公費負担者番号	8 1 4 5 0 5 6 1

受給資格者証は「黄色」です。

3. 各種届け出について

保険証が変わったときや、氏名・住所・口座などが変わったときは、児童福祉係に届け出が必要です。

4. 医療機関の適正受診にご協力ください

小学生と中学生の医療費助成は、町のみの財源で行う事業です。町の負担をできるだけ少なくし、医療費助成を長く続けていくためには、みなさんの心がけが非常に大切になります。医療機関の適正受診にご理解・ご協力をお願いします。

①「かかりつけ医」「かかりつけ薬局(薬剤師)」をもちましょう。

できるだけ自宅の近くに「かかりつけ医」「かかりつけ薬局(薬剤師)」をもちましょう。

②診療時間内の受診を心がけましょう。

時間外診療は割増料金になります。やむを得ない場合を除き、時間外受診は控えましょう。

③ハシゴ受診はやめましょう。

病気やけがの治療中に、自分の判断で受診先を変える「ハシゴ受診」は、身体的にも経済的にも負担になります。

④後発医薬品(ジェネリック医薬品)を活用しましょう。

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことで、先発医薬品より安価で経済的です。

⑤夜間や休日、子どもを病院に連れて行くか迷ったら、「子ども救急医療電話相談」を利用しましょう。

救急外来は、緊急を要する重症患者を治療するためのものです。受診が必要か判断に迷ったら、「#8000」で「子ども救急医療電話相談」を利用しましょう。

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）をお願いします。



保健と福祉（一般）

◆重度障害者へ「タクシー等利用券」を交付します ～ 三股町重度障害者タクシー等利用料金助成事業 ～

町では、心身に重度の障害がある人に、「タクシー等利用券」を交付します。助成対象は初乗り運賃のみです。申請月から令和4年3月末日まで、1カ月当たり2枚の割合で最大24枚の利用券を交付します。

該当となる人は、印かんと各障害者手帳をお持ちになり、**3月22日（月）以降**に福祉課社会福祉係までお越しください。

■対象者 =

- ・身体障害者：身体障害者手帳1級の交付を受けている人
※視覚障害者は、手帳等級2級以上の人
- ・知的障害者：療育手帳Aの交付を受けている人
- ・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人



■利用できる期間 = **4月1日（木）～令和4年3月31日（木）**

■申請受付開始日 = **3月22日（月）から**

■準備するもの = ①印かん（認め印可） ②各障害者手帳

《 重度障害者タクシー等利用券が使用できるタクシー会社一覧 》

会社名	電話番号	会社名	電話番号
KCタクシー	27-1100	介護タクシー みずほ	25-0504
銀星タクシー	38-1300	永吉福祉タクシー	090-3604-3196
おくつタクシー	23-8800	霧島敬愛	77-3100
中央タクシー	23-1230	あすなろ	090-7447-7314
富士タクシー	22-2378	介護福祉タクシー 夢野	80-6376
宮交タクシー	22-1010	福祉タクシー ますやま	38-5024 090-2858-4786
(有)アルプス企画	76-2671	福祉タクシー はまゆう	090-8830-8152

※お問い合わせは、福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9061（直通）をお願いします。

農林畜産業関連

◆4月から農業用廃棄プラスチック処理料金が変わります

毎月実施している農業用廃棄プラスチック回収について、農ポリ製品製造の高度化および最終処理価格の上昇に伴い、4月から表のとおり処理料金に変更となります。変更後の金額を確認して、搬入をしてください。

種類	変更前	⇒	変更後
農ビ（農業用ビニール）フィルム	7円(税込)	⇒	11円(税込)
ポリ（PO）	23円(税込)	⇒	33円(税込)
その他のビニール・プラスチック	53円(税込)	⇒	55円(税込)

※金額は、1kgあたりの額です。

※付着物（土・くず・水分など）の付いた状態では、リサイクル処理が出来ない場合があります。また、その分重量が増えますので、できるだけ付着物は取り除いて、種類別・色別に分別して搬入してください。

◆農業用廃棄プラスチック処理量のポイント化による 町商品券交換事業を実施しています

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃棄プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換します。**

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めていただくとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①農業を営み、町内に居住していること。
- ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、農業振興課 農業振興係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。

◆令和3年度（4月～令和4年3月）の農業用廃棄プラスチック回収スケジュールのお知らせ

令和3年度の農業用廃棄プラスチック回収スケジュールは次のとおりです。毎月の実施日の確認をお願いします。

☆令和3年度（4月～令和4年3月）の農業用廃プラスチック回収日

月	1回目	2回目	(予備日)	備考	
4月	21日(水)		4月28日(水)	※予備日は、雨などで回収が出来なかった時にだけ、実施します。	
5月	19日(水)		5月26日(水)		
6月	23日(水)		6月30日(水)		
7月	21日(水)		7月28日(水)		
8月	18日(水)		8月25日(水)		
9月	8日(水)	22日(水)			雨天時は中止となる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。
10月	6日(水)	20日(水)			
11月	10日(水)	24日(水)			
12月	8日(水)	22日(水)			
1月	19日(水)		1月26日(水)		
2月	16日(水)		3月2日(水)		
3月	16日(水)		3月23日(水)		

※回収場所：町一般廃棄物処理場

※回収時間：午後1時30分～午後3時まで

農業用プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※分別については、次の表を確認してください。

※農業用廃棄プラスチックの分別について

土・くずなどの異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。金属の付いている物は、必ず金属部分を取り除いてください。

分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からない時は、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム <処理料金 1kgあたり11円(税込)>

種類	注意点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) <処理料金 1kgあたり33円(税込)>

種類	注意点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 <処理料金 1kgあたり55円(税込)>

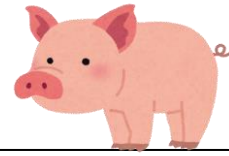
種類	注意点
①農ビフィルム、 ②ポリ以外の農業用廃プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稲用育苗箱 ・農業用タンク など	・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

★農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したものや発泡スチロールなど）は、回収できません。産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。

◆畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

都城市の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。近隣地域では野鳥の糞便からもウイルスが検出されており、町内にウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にあります。

また、アフリカ豚熱（ASF）や口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ①長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ②踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
☎：52-9088（直通）をお願いします。

◆屋外で鳥を飼育している人へ 高病原性鳥インフルエンザを予防しましょう



高病原性鳥インフルエンザが蔓延すると本町の畜産業に深刻な被害をもたらします。愛玩鶏で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合も、殺処分や周辺地域の移動制限などの防疫措置がとられます。病気の発生を防止するため、次のことに十分気をつけましょう。

- ◎餌箱や水飲み場に、野鳥を近づけないようにしましょう！
 - ・餌箱や水飲み場は、飼育小屋の中に置く。
 - ・野鳥の嫌いな光を反射する「コンパクトディスク（CD）」などを飼育小屋の周りに付ける。
 - ・飼育小屋の金網などの隙間や破れを防ぐ。

◎飼育小屋に出入りする時は、長靴の洗浄・消毒をしましょう！

◎湖や池などでの放し飼いはやめましょう！

◎鳥の世話をした後は、手洗い・うがいをしましょう！



お願い

- 今、飼育している鳥は、動物愛護の観点から責任を持って飼いましょう。（鳥を捨てる〔放置する〕と、法律により罰せられる場合があります）
- 鳥が続けて死亡した、鳥の首が曲がってきたなど、鳥に異常があるときは、以下の対応をお願いします。
 - ① すぐに家畜保健衛生所に連絡する。
 - ② 飼育小屋から鳥や卵などを出さない。
- 死亡した野鳥を発見した場合は、北諸県農林振興局まで連絡してください。
- ニワトリ、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥などを飼育している人は、農業振興課 畜産振興係までお知らせください。

※お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）☎：52-9088（直通）
都城家畜保健衛生所 ☎：62-5151
北諸県農林振興局 ☎：23-4523 をお願いします。

相談

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	4月5日（月）	4月19日（月）
相 談 委 員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせは、

総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 4月 8日（木） 【都城市】 4月23日（金）
時 間	【三股町】 午後1時30分～午後4時30分 【都城市】 午後1時～午後4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 消費生活センター（都城市役所本館2階）
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です（ <u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外</u> ）。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせ・お申し込みは、

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

都城市消費生活センター ☎：23-7154 をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	4月 1日 (木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くわはた みよこ 葉畑 実余子、 たけのした ようこ 竹之下 洋子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。
※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせは、

- ・特設人権相談 = 総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎：22-0490 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	4月21日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- 相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜
- 時 間 = 午前9時～午後5時
- 場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。

